

7. 住宅

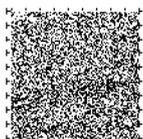
(1) 住宅設備改善費の給付

青梅市に住所を有する重度の身体障害者（児）の方に対し、日常生活の利便を図るため、その方の居住する家屋の住宅設備の改善に要する費用の一部を給付します。（所得に応じて自己負担があります。）

制 度	対 象 者	窓口・手続
中規模改修	①学齢児以上 65 歳未満で、下肢または体幹にかかる障害の程度が 2 級以上の方 ②学齢児以上 65 歳未満で補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
屋内移動設備	学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢、下肢または体幹にかかる障害の程度が 1 級の方および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	

(2) 市営住宅・都営住宅等

制 度	対 象 者	内 容	窓口・手続
市 営 住 宅	身体障害者向け 市営住宅 下記の①～⑤の全てに該当し、身体障害者手帳 1～4 級所持している方等がいる世帯 ①市内に在住する成年者 ②現に居住または同居予定の親族があること ③現に住宅に困窮していることが明らかであること。 ④市税を完納していること。 ⑤市で定める基準を満たしていること。	市営裏宿住宅 2 号棟 1 階 4 戸 （うち 2 戸は車椅子使用者世帯向け） ※上記 4 戸は、令和 5 年 1 月 1 日現在、空室はありません。空室になり次第、公募します。 ※車椅子使用者世帯向けは、満 6 歳以上の身体障害者手帳 1・2 級で、車椅子使用の方がいる世帯が申込可能です。 ※上記市営住宅以外でも、申込可能です。（ただし、一般扱いとなります。）	住宅課公営住宅係 内線 2531・2532
都 営 住 宅	一般世帯向 住 宅 (優遇抽選制度) ①乙優遇 申込者本人または同居親族のうち 1 人以上が身体障害者手帳（1～4 級）、愛の手帳（1～3 度）または精神障害者保健福祉手帳（1～2 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方 ②甲優遇 申込者本人または同居親族のうち 1 人以上が身体障害者手帳（5～6 級）、愛の手帳（4 度）または精神障害者保健福祉手帳（3 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方	一般の方よりも有利な当選率で抽選がうけられます。 ①乙優遇（「一般」区分の 7 倍程度） ②甲優遇（「一般」区分の 5 倍程度）	・所定の申込書により募集期間中に郵送でお申込みください。 ・詳細は下記にお問い合わせください。 J K K 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894
	心身障害者 世帯向住宅 家族向 (ポイント方式) 申込者本人または同居親族のうち、1 人以上が身体障害者手帳（1～4 級）、愛の手帳（1～3 度）または精神障害者保健福祉手帳（1～2 級）を所持している方等で都営住宅申込資格のある方 ※申込者本人が都内に 3 年以上居住している方に限ります。	書類審査や実態調査に基づいて住宅に困っている度合いをポイント（点数）化して、ポイントの高い順に住宅をあっせんする募集方式で、一般世帯は申し込めません。	テレホンサービス 電話 03-6418-5571



制 度	対 象 者	内 容	窓 口 ・ 手 続
都 営 住 宅	車いす使用者 世帯向住宅	都営住宅申込資格があり、申込者 本人または同居親族若しくは同居 しようとする親族のうち、身体 障害により住居内で車いすを使用 しており、身体障害者手帳(1～2 級)を所持していること。 ※車いす使用者は満6歳以上で都 内居住者に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の申込書により募 集期間中に郵送でお申 込みください。 ・詳細は下記にお問い合わせ ください。
	単身者向住宅 (抽選方式)	身体障害者手帳(1～4級)、愛の 手帳(1～4度)または精神障害者 保健福祉手帳(1～3級)を所持し ている単身者で、都営住宅申込資 格のある方。 ※常時介護を必要とする方は、そ の心身の状況に応じた介護を受 けられる方 ※都内で3年以上居住している方 に限ります。	J K K 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894 テレホンサービス 電話 03-6418-5571
	都 営 住 宅 使 用 料 の 特 別 減 額	身体障害者手帳(1～2級)、愛の 手帳(1～3度)または精神障害者 保健福祉手帳(1～2級)を所持し ている方のいる世帯 (所得制限があります。)	該当する区分の使用料の50%を減額 (原則として半年または1年間、継続可 能)

